

1 目的

大分県にて現地視察研修等を実施する国内の旅行会社に対して助成を行うことで、旅行商品造成・販売担当者等に来県いただき、県内観光素材について理解を深めていただくことにより、大分県関連旅行商品の造成・販売等が促進されることを目的とする。

2 助成要件

現地視察研修等の内容が、下記要件の全てに該当するものを助成対象とする。

- (1) 国内の旅行会社が行う現地視察研修であること。なお、販売・造成等担当者が個人で行う視察旅行への適用も可とする（販売・造成等担当者本人のみ）が、申請は当該個人が所属する旅行会社を経由すること。
- (2) 大分県関連旅行商品の新規造成又は販売促進のための視察で、県内での宿泊を伴うもの。
- (3) 現地視察研修の参加者は、公益社団法人ツーリズムおおいた会長（以下、「会長」という。）が指定するアンケートを研修の実施後に提出すること。

3 助成額

1人あたり10,000円の助成とし、1件あたり200,000円を上限とする。ただし、会長が特に認めた場合は、この限りではない。

4 申請

助成金を申請しようとする者は、出発日の14日前までに助成申請書

(別記様式1)及び同添付書類(行程表、参加者名簿)を会長へ提出するものとする。

5 助成の決定

会長は、申請内容を審査のうえ、助成の可否を決定し、その旨を申請者に対し通知する。

6 申請内容の変更等

申請者は、視察内容を変更する場合、予定日に視察が行えないと見込まれる場合又は視察を取りやめる場合は、速やかに変更・廃止承認申請書(別記様式2)を提出し、会長の承認を受けるものとする。

7 実績報告及び請求

申請者は視察終了後速やかに以下の書類を会長に提出するものとする。

- (1) 実施報告書(様式任意。行程表、参加者名簿は必須とする。)
- (2) 宿泊証明書
- (3) 請求書(別記様式3)
- (4) 現地視察研修等支援事業参加者アンケート(別記様式4)

8 助成金の交付

会長は、前条の実績報告の内容を審査し、適正と認められたときは助成金の額を確定し、速やかに助成金を指定の口座へ振り込むものとする。

9 その他

- (1) 視察に伴い旅行商品が造成された場合は、作成した旅行商品パン

フレット等を会長へ提出するものとする。

(2) 本助成に係る申請及び報告について、故意に怠った場合、又は虚偽の申請等を行った場合は、助成金の減額又は助成決定の取り消しを行うことがある。

(3) 所定の予算額の上限額に達し次第、それ以降の助成を行わない。

(4) 実績報告及び請求は平成29年3月31日を最終の期限とする(必着)。

(5) この要綱に定めのない事項に関しては、申請者と会長が協議して定めるものとする。